

山形銀行 ワンタイムパスワード利用規定

ワンタイムパスワード利用規定は、契約者がワンタイムパスワードを利用する場合（以下「本サービス」という）の取扱いを明記したものです。ワンタイムパスワードを利用する場合は下記条項のほか、<やまぎん>法人インターネットバンキング「ネットE B」利用規定（以下「本規定」という）が適用されます。

第1条（ワンタイムパスワード）

ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、当行が契約者に交付するワンタイムパスワード生成機（以下「トークン」という）により生成・表示され、都度変化するパスワードであって、インターネットバンキングの利用対象取引において一定期間内に一度だけ利用することができます。

第2条（利用対象者）

- ワンタイムパスワードは本規定に定める管理者が使用するものとします。
- トークンの所有権は、当行に帰属するものとし、当行は本サービスの契約者にトークンを貸与します。契約者はトークンを契約者の責任において厳重に管理するものとし第三者への貸与、占有またはこれを使用させることはできません。
- 本サービスの契約者は当行よりトークンを受領後、当行所定の方法により、ワンタイムパスワードの利用登録を行うものとします。

第3条（本人確認）

- 前記第2条第3項のワンタイムパスワードの利用登録完了後は、当行は、本サービス利用の都度、端末から送信された契約者番号・利用者コード（管理者コード）・管理者可変パスワード・管理者ログオンパスワードとあらかじめ当行に登録された契約者番号・利用者コード（管理者コード）・管理者可変パスワード・管理者ログオンパスワードの一致を確認する本人確認手続に加え、ワンタイムパスワードの一致を確認することによる本人確認を行います。
- 前項の本人確認を適正に実施したうえは、契約者番号・利用者コード（管理者コード）・管理者可変パスワード・管理者ログオンパスワード・ワンタイムパスワードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
したがって、契約者番号・利用者コード（管理者コード）・管理者可変パスワード・管理者ログオンパスワードは、他人に知られないよう契約者自身の責任において厳重に管理してください。当行職員がこれらの内容を尋ねることはありません。
- 契約者が、当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードを当行所定の回数以上連続して入力した場合、当該契約者のサービスの利用を停止します。

第4条（利用期限）

- トークンの利用期限は電池切れなどにより、ワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。
- トークンの電池が切れた場合または契約者の責によらない故障の場合は、当行は無償で新しいトークンを交付します。
- 前項にかかわらず、トークンについて無許可の改造、修理、または通常の利用方法を逸脱した場合は無償交換の対象となります。
- 利用できなくなったトークンは当行所定の方法で返却するものとします。（更新の場合除く）

第5条（トークンの更新）

- トークン上に電池の残量が表示された場合は、速やかにトークンの更新発行の申込みを行うものとします。
- トークンの更新発行は、インターネットバンキングにログオンし、当行所定の申込画面に従って、必要事項を入力してください。この場合、入力された確認パスワードが当行に登録されている確認パスワードと一致した場合には、当行は正当な契約者からの申込みとみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所に新しいトークンを発送する方法により交付します。
- 前項により新トークンの交付を受けた契約者が新トークンにかかるワンタイムパスワードを利用するには、新トークンにかかるワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。新トークンにかかるワンタイムパスワード利用登録は、インターネットバンキングにログオンし、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された新トークンに表示されたワンタイムパスワードが、当行に登録されている契約者の新トークンのワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当な契約者からの申込みとみなします。
- トークンの更新完了後は利用対象取引において今まで利用していた旧トークンにかかるワンタイムパスワードを使用することは出来ません。
- 今まで利用していた旧トークンについては、契約者ご自身で破棄いただくか、当行へ返却願います。

第6条（紛失等について）

- トークンを紛失または破損を生じた場合、トークンが紛失、盗難、偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、契約者は速やかに当行所定の書面により紛失等について当行へ届出するものとします。
- 紛失等による届出があった場合は、当行は本サービスの全てを中止する措置を講じます。当行への届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条（再発行について）

- 契約者がトークンの紛失等により再発行を希望する場合には、当行所定の書面により再発行を依頼するものとします。
- トークンを再発行する場合は、当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
ただし、トークンの性能不良等に起因して故障し当行にトークンをご提出いただいた場合は、再発行手数料は不要です。
- 当行は再発行したトークンを契約者の届出住所宛に郵送します。再発行したトークンを受領した契約者はインターネットバンキングにログオンし、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより、再度ワンタイムパスワードの利用登録を行うものとします。

第8条（解約）

<やまぎん>法人インターネットバンキング「ネットE B」の契約が解約された場合は、ワンタイムパスワードも自動的に解約となります。

第9条（免責事項）

- 新規発行または更新発行、再発行の際に当行がお届けの住所あてにトークンを発送したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。また、当行がトークンをお届けの住所あてに発送した後、住所不明等当行の責によらない事由により当行にトークンが返戻された場合は、一定期間後に廃棄します。それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- トークンの故障、電池切れ等の事由でワンタイムパスワードが表示できなかったことにより、取引が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。また、トークンの紛失・盗難等の事由で取引が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

第10条（サービス・規定の変更）

- 本サービスの内容は、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。
- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)